

令和7年9月4日

三田市長
田村 克也 様

三田市市政への市民参加推進委員会
委員長 清水 陽子

三田市市政への市民参加条例の運用状況に対する意見について（答申）

令和7年8月8日付三政第25号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

三田市市政への市民参加条例の運用状況には、以下3点の意見を付することとし、今後も適正な運用に努められるよう求めます。また、当該委員会資料の様式内容について、別紙のとおり変更を検討いただくよう要望します。

- (1) 令和6年度の答申においても言及したが、市民意見を聴く手続として附属機関を活用するときの市民委員割合について、その趣旨を認識し、委員会の委員の任期満了の機会等を活用して、早期の3割以上の達成を図ること。
- (2) 市政への市民参加の目的を達成するためには、市民が市政に対して関心を持つことが大切である。市民の市政への関心を高める取り組みをさらに進めること。
- (3) 計画や条例等の策定を行う場合の市民意見を聴く手続について、対象事項に即して若者から高齢者まで多様な市民が参加できるよう広報の工夫等をするとともに、単に必要な数の市民意見を聴く手続を実施するのではなく、実質的な手法が採用されるよう引き続き努めること。

◆委員会資料4-2（様式1）について、誰もが見やすく分かりやすい様式へ変更すること。

- ・策定作業の流れに記載されているフロー図をわかりやすくすること。
- ・対象事項が複数年度にわたり、委員会の審議対象となる場合は、すでに委員会で審議された手続と今回新たに審議される手続が区別できるようにしておくこと。
- ・市民意見を聴く手続による市民意見とその活用状況を記入できるようにすること。